

笠岡労働基準監督署における監督実施状況（建設業）

年度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
監督実施 事業場数	4 1	8 0	6 1	6 3	1 0 2	4 3
違反事業場数	1 5	4 7	3 0	4 2	6 0	3 3
違反率	36.6%	58.8%	49.2%	66.7%	58.8%	76.7%

平成 26 年度は平成 26 年 4 月 1 日から現在まで

【指導した主な内容】

墜落防止措置関係

- ・ 墜落危険箇所に手すり、中さん等を設けていなかった。
- ・ 掘削箇所の周囲に柵等を設けていなかった。
- ・ 足場の設置が困難な箇所での作業で、安全帯を使用していなかった。
- ・ 安全帯のフックを腰より低い位置に掛けていた。

建設機械関係

- ・ 接触の危険のある範囲内に労働者を立ち入らせていた。
- ・ 荷の吊り上げなど主たる用途以外の用途に使用していた。
- ・ 特定自主検査を実施していなかった。

崩壊防止関係

- ・ 配管工事等において、土止め支保工を設けずに、掘削した箇所に労働者を立ち入らせていた。
- ・ 足場の壁つなぎを設けていなかった。

その他

- ・ アーク溶接作業時に防じんマスクを着用していなかった。
- ・ 各種掲示物を掲示していなかった。

【問題点】

- ・ 労働者への安全教育が徹底されていない。
- ・ 社内での水平展開が図られていない。
- ・ 遵法状況の定着が進んでいない。